

○福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例に関するQ＆A

令和7年8月

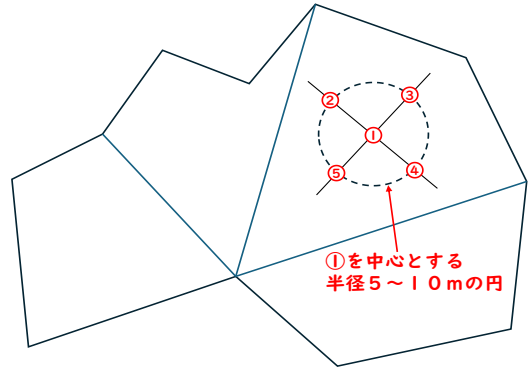
1 許可申請について

No.	Q(質問の概要)	A(質問に対する回答)	担当課
1	(構造上の基準について) 条例で定める許可基準のうち、構造上の基準の具体的内容を教えてほしい。	本条例において構造上の基準は宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「盛土規制法」という。)第13条第1項の規定を準用します。なお、盛土や埋立て等の規模や行う場所により必要な措置等は異なりますので、埋立て等の具体的な計画が定まりましたら産業廃棄物課までご相談をお願いします。※1	産業廃棄物課
2	(許可を要しない埋立て等について) 3,000㎡以上の埋立て等はすべて許可が必要か。	原則、許可が必要となります。ただし、他法令において埋立て等の許可を受けている場合など、条例の許可が不要となる場合があります。許可を要しない埋立て等については、条例第9条で定めていますのでご確認ください。	産業廃棄物課
3	(許可を要しない埋立て等について) 同一の区域内の埋立て等は条例の許可を要しないとあるが、具体的にどのようなものを想定しているのか。	公道等により土砂等を運搬せず、その場で採取した土砂等により行う盛土や埋立てを想定しています。※1	産業廃棄物課
4	(経過措置について) 条例施行日(令和6年6月1日)時点で、既に継続して行っている盛土や埋立て等は条例の規制の対象になるか。	条例施行日より前(令和6年5月31日以前)から、盛土等を行っており、令和6年6月1日以降も継続して盛土等を行う場合は、許可を受ける必要があります。ただし、条例は施行日から3か月間の経過措置期間を設けているため、令和6年8月31日までに盛土等が完了する場合は、許可を受ける必要はありません。令和6年9月1日以降も継続して盛土等を行う予定がある場合は令和6年8月31日までに許可申請してください。	産業廃棄物課
5	(経過措置について) 条例施行日より前(令和6年5月31日まで)に終了した盛土や埋立ては条例の規制の対象となるか。	条例施行日より前(令和6年5月31日まで)に終了した盛土や埋立てについて、条例の規制対象にはなりません。	産業廃棄物課
以下、令和7年8月追記			
6	盛土と埋立てを同時に行う工事について、それぞれが許可対象規模以下(例:盛土高さ20cm、埋立て高さ20cm)の場合、盛土規制法又は条例の許可対象となるか。	個別具体の判断となるため、盛土規制法及び条例の許可申請の窓口まで相談してください。 なお、この場合、埋立て行為については埋立ての高さが30cm以下であるため、条例の許可は不要です。 また、盛土については埋立て後の高さを基準とするので、盛土高さが30cm以下であるため、盛土規制法の許可も不要です。	産業廃棄物課
7	盛土と埋立てを同時に行う工事について、それぞれが許可対象規模(例:盛土高さ31cm、埋立て高さ31cm)の場合、盛土規制法と条例の許可の両方が必要か。	個別具体の判断となるため、盛土規制法及び条例の許可申請の窓口まで相談してください。 なお、一つの工事に対して盛土規制法と条例両方の許可が必要となることはありません。この場合は、盛土規制法にて一括して審査することが考えられます。	産業廃棄物課
8	田んぼを埋め立てて、宅地造成(3,000㎡以上)をする場合、土砂条例の許可対象となるのか。	農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可に基づき、埋立てを行う場合は、土砂条例の許可対象とはなりません。※1	産業廃棄物課
9	田んぼの土砂をすき取る場合、土砂条例の許可対象となるのか。 なお、すき取った土砂は一時的に別の場所に置く。	田んぼの土砂をすき取る行為は条例許可対象外です。 なお、別の場所に土砂を一時堆積する場合は盛土規制法の許可が必要となる場合があります。	産業廃棄物課

※1盛土等の行為については、別途、盛土規制法の許可を要する場合があります。

2 安全基準に係る届出等について

No.	Q(質問の概要)	A(質問に対する回答)	担当課
1	令和7年8月1日施行の土砂条例で追加された、土砂等の搬入の届出、土壌検査及びその報告の義務はいつから対象となるのか。	改正条例施行日(令和7年8月1日)以降に本条例又は盛土規制法の許可を申請し、許可を取得した方が対象となります。 ※改正条例施行日より前(令和7年7月31日以前)に本条例又は盛土規制法の許可を申請した方は、当該義務の対象外です。	水・大気環境課
2	盛土規制法における3,000㎡以上の届出を要する工事について、土砂条例による届出義務は生じるのか。	届出義務が生じるのは許可案件のみです。	水・大気環境課
3	土砂を搬入する前に、(搬入しようとした土を)掘り返し等した際に土壌汚染が判明した場合、こういった対応が想定されるのか。	搬入しようとした土について土壌汚染対策法等既存の法令に従い対応していただくことになります。	水・大気環境課
4	砕石プラントから土砂等を搬出する場合は、土砂等搬入届出書を提出する際に計量証明書の添付は必要か。	砕石プラントが、採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可等がなされた採取場から採取された土砂等に該当する場合は、所定の書類を提出することで、一部添付書類の省略が可能であるため、計量証明書の添付は不要となります。 【根拠】条例施行規則第12条第7項	水・大気環境課
5	ストックヤード運営事業者だが、ストックヤードで土砂の受け入れをする場合、土砂の分析は必要か。	改正条例施行日(令和7年8月1日)以降に本条例又は盛土規制法の許可を申請し、許可を取得した方がストックヤードを運営する場合であつて、土石の堆積を行う面積が3,000㎡以上となる場合は、土砂等の分析が必要となります。	水・大気環境課
6	ストックヤード運営事業者だが、ストックヤードから残土置場へ土砂を搬出する場合、土砂の分析は必要か。	残土置場が盛土規制法の許可を取得して実施する工事であつて、盛土等土石の堆積を行う面積が3,000㎡以上となる場合は、土砂等の分析が必要となります。	水・大気環境課
7	工事現場→ストックヤード①→ストックヤード②のように、作業効率の関係から、ストックヤード①に一度集積させてからストックヤード②に運び出す場合、ストックヤード運営事業者としてはストックヤード①、②に搬入する前にそれぞれで分析が必要となるか。 (土としては工事現場とストックヤード①は同じものだが、2回分析する必要があるのか。)	基本的にストックヤード①または②に持ち込む際に搬入する土砂等(質問の例では工事現場及びストックヤード①の土砂等)について分析が必要となります。 ただし、ストックヤード①搬入時に工事現場の土砂について分析済みであり、ストックヤード①の管理台帳等を提出いただくなど、ストックヤード①にある土砂等が全て工事現場から搬入した土砂等であることを説明できる場合は、ストックヤード②に搬入する際のストックヤード①の土砂等の分析結果は、ストックヤード①に搬入する際の工事現場の土砂等の分析結果で構いません。 言い換えますと、ストックヤード①にある土砂等が全て工事現場から搬入した土砂等であることを説明できる場合は、ストックヤード②に搬入する際に改めてストックヤード①の土砂等の分析は不要です。	水・大気環境課
8	土砂等搬入届出時に添付する計量証明書については、採取する期間の指定がないため、何年も同じ計量証明書でも構わないのか。	5,000m ³ を搬出するまでは、採取場所の性状は変わらないと思われますので、分析日にかかわらず同じ計量証明書を使用いただいて構いません。	水・大気環境課
9	Aという場所からB、C、Dという場所へ搬入する場合、B、C、Dに係る土砂等搬入届出時に添付する計量証明書は、同じ計量証明書でも構わないのか。	5,000m ³ を搬出するまでは、同じ計量証明書を使用いただいて構いません。 (例) AからB、C、Dに搬出する土砂等の量がB=1,500m ³ 、C=1,500m ³ 、D=2,000m ³ (合計5,000m ³)の場合、B、C、Dに係る土砂等搬入届出時に添付する計量証明書は、同じ計量証明書が使用可能です。 一方、B=2,000m ³ 、C=2,000m ³ 、D=2,000m ³ (合計6,000m ³)の場合には、BとC(合計4,000m ³)とD(2,000m ³)のように5,000m ³ 以下となるように分けていただき、それぞれについて計量証明書が必要となります。	水・大気環境課

10	盛土をした後にアスファルト舗装を行う場合がある。 盛土規制法の許可の場合は、アスファルト舗装後に完了検査を受ける場合があるが、土砂条例の完了後の試料を採取するタイミングはいつになるか。	土砂等の搬入が全て終わった後になります。 アスファルト舗装完了後に舗装を一部はがして土砂等を採取するのではなく、土砂等の搬入が全て終わった後、かつ、アスファルト舗装実施前に採取することが考えられます。	水・大気環境課
11	土壌検査について、「基本は50cmの深さで実施」と申請の手引きに記載があるが、例えば、40cmの盛土の許可案件についてはどうするか。	盛土の部分までで実施してください(深さ40cmまでの採取で構いません。)	水・大気環境課
12	盛土規制法又は条例の許可申請について、審査と並行して土砂等の搬入の届出を提出することは可能か。	制度上、許可後に土砂等の搬入の届出の提出をお願いします。 ただし、届出の提出についてあらかじめ相談いただくことは可能です。	水・大気環境課
13	土壌検査のための土砂採取箇所について、場所の選定をどこまで厳密にしなければならないか。	採取位置の選定方法は申請の手引きに記載したとおりです。 3,000m ² 以内の区域に等分し、各区域のおおよその中心を採取位置①としてください。 (下図参考)	水・大気環境課
			
14	盛土規制法第15条第1項又は第34条第1項の規定により、第12条第1項又は第30条第1項の許可があったとみなされる場合は、土砂等の搬入の届出、土壌検査及びその報告の義務の対象となるか。	盛土規制法第15条第1項又は第34条第1項の規定は、国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事又は特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事についての規定であり、国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が直接事業計画を策定することから、当然基準を遵守するため、届出等の義務の対象とはなりません。 ただし、この場合でも条例第8条の安全基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止等の規制の対象になります。	水・大気環境課
15	盛土規制法第15条第2項又は第34条第2項の規定により、第12条第1項又は第30条第1項の許可があったとみなされる場合は、土砂等の搬入の届出、土壌検査及びその報告の義務の対象となるか。	対象とはなりません。 ただし、この場合でも条例第8条の安全基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止等の規制の対象になります。 ※土砂条例においては、盛土規制法第12条第1項の許可を受けた方には、同法第15条第2項の規定で第12条第1項の許可があったものとみなされた場合は含みません。同様に、盛土規制法第30条第1項の許可を受けた方には、同法第34条第2項の規定で第30条第1項の許可があったものとみなされた場合は含みません。	水・大気環境課